

栗山町条例第19号

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「前6項」を「前7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。

第21条を第25条とし、第20条を第24条とし、第19条を第23条とし、第9章を第10章とし、第18条を第22条とし、第17条を第21条とし、第16条を第20条とし、第8章を第9章とし、第15条を第19条とし、第12条から第14条までを4条ずつ繰り下げる。

第11条を第14条とし、第7章を第8章とし、第10条の次に次の1章を加える。

第7章 議会改革の推進

（議会改革推進会議）

第11条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者を構成員として加えることができる。

（交流及び連携の推進）

第12条 議会は、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。

(議会モニターの設置)

第 1 3 条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置するものとする。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

(調査機関の設置)

第 1 5 条 議会は、町政の課題に関する調査のための必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができる。

3 第 1 項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。